

第11期 決算 公 告

平成22年 6 月30日

東京都品川区東品川4丁目12番3号
 楽天銀行株式会社
 代表取締役社長 國重 惇史

連結貸借対照表

(平成22年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	25,877	預 金	695,747
コーポレート	32,000	借 用 金	1,200
買入金銭債権	186,353	社 債	10,000
金銭の信託	15,191	そ の 他 負 債	19,053
有価証券	374,184	賞 与 引 当 金	117
貸出金	99,276	ポ イ ン ト 引 当 金	246
外国為替	941	偶 発 損 失 引 当 金	370
その他資産	21,854	特 別 法 上 の 引 当 金	5
有形固定資産	527	繰 延 税 金 負 債	3,281
建 物	99	負債の部合計	730,021
その他の有形固定資産	427	(純資産の部)	
無形固定資産	4,935	資 本 金	23,485
ソフトウェア	4,659	利 益 剰 余 金	1,983
ソフトウェア仮勘定	272	自 己 株 式	4,120
その他の無形固定資産	4	株 主 資 本 合 計	21,349
繰延税金資産	16	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,344
貸倒引当金	4,226	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,344
		少 数 株 主 持 分	216
		純資産の部合計	26,910
資産の部合計	756,931	負債及び純資産の部合計	756,931

連結損益計算書

自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	33,856
資金運用収益	17,147
貸出金利息	9,556
有価証券利息配当金	4,469
コールローン利息	114
預け金利息	75
その他の受入利息	2,931
役務取引等収益	11,829
その他の業務収益	4,593
その他の経常収益	285
経常費用	32,091
資金調達費用	4,033
預金利息	3,471
コールマネー利息	7
社債利息	554
役務取引等費用	9,097
その他の業務費用	4,226
営業経費	14,301
その他の経常費用	431
経常利益	1,765
特別利益	964
貸倒引当金戻入益	959
その他の特別利益	5
特別損失	1,048
固定資産処分損失	95
減損損失	470
金融商品取引責任準備金繰入額	2
偶発損失引当金繰入額	20
その他の特別損失	458
税金等調整前当期純利益	1,681
法人税、住民税及び事業税	15
法人税等調整額	8
法人税等合計	23
少数株主損失	63
当期純利益	1,721

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3社
会社名

イーバンクシステム株式会社

楽天モーゲージ株式会社

eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.

なお、楽天モーゲージ株式会社は、株式取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めておりません。

また、イートラスト信託株式会社は平成21年9月30日付で会社名をイートラスト株式会社に変更し、会社清算手続により重要性が減少したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

イートラスト株式会社

さわやか1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社

持分法適用の関連法人等 0社

なお、前連結会計年度末まで持分法を適用しておりました栄光債権回収株式会社は持分の売却により関連法人でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除いております。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

会社名

イートラスト株式会社

さわやか1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

持分法非適用の関連法人等 0社

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 2社

12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、20年以内の合理的な見積り年数に基づく定額法により償却をし、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却を行っております。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

なお、当連結会計年度末は、残高はありません。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法に

より行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4)減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)ポイント引当金の計上基準

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(8)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(9)特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10)外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11)リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段...為替予約、債券先物、株式指数先物

・ヘッジ対象...外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託

ヘッジ方針

行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。

(13)消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は196百万円増加、有価証券は5,607百万円減少、貸倒引当金は5,927百万円減少、繰延税金負債は57百万円増加、その他有価証券評価差額金は83百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ375百万円増加しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 657百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は770百万円、延滞債権額は2,640百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,410百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 11,466百万円
担保資産に対応する債務
借入金 300百万円
上記のほか、当座借越、為替決済及びデリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券64,658百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は6,901百万円及び保証金は2,069百万円あります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、123,822百万円あります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが123,822百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,621百万円
9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 40,000百万円
借入実行残高 300百万円
差引額 39,700百万円
10. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

11. 1株当たりの純資産額 12,069円93銭
12. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
13. (ストック・オプション等関係)
- (1) スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
- (2) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
Stock・オプションの内容

決議年月日	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、従業員20名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

決議年月日	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員9名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役5名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)~(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員23名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 2,530株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)~(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成15年8月20日 至 平成23年6月18日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成14年10月31日 至 平成24年6月20日

決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,000株
付与日	平成14年9月30日、平成15年1月6日、平成15年3月31日及び平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成16年9月30日 至 平成24年6月20日、 自平成17年1月6日 至 平成24年6月20日、 自平成17年3月31日 至 平成24年6月20日及び 自平成17年6月18日 至 平成24年6月20日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、アドバイザー・コミッティーメンバー6名、コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,600株
付与日	平成15年5月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成15年5月30日 至 平成24年6月20日

決議年月日	平成14年6月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成15年6月18日 至 平成24年6月20日

決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株
付与日	平成16年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成16年3月31日 至 平成25年6月19日

決議年月日	平成15年6月19日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員94名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,940株
付与日	平成15年11月28日、平成16年2月29日及び平成16年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成17年11月28日 至 平成25年6月19日、 自平成18年2月29日 至 平成25年6月19日及び 自平成18年6月18日 至 平成25年6月19日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150株
付与日	平成16年11月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成16年11月30日 至 平成26年6月24日

決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 330株
付与日	平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年1月31日 至 平成26年6月24日

決議年月日	平成16年6月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、コンサルタント2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,420株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。

権利行使期間	自 平成17年 2月10日 至 平成26年 6月24日
決議年月日	平成16年 6月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株
付与日	平成17年 3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年 3月31日 至 平成26年 6月24日
決議年月日	平成16年 6月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 710株
付与日	平成16年10月20日、平成16年11月30日及び平成17年 1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成18年10月20日 至 平成26年 6月24日、 自 平成18年11月30日 至 平成26年 6月24日及び 自 平成19年 1月31日 至 平成26年 6月24日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)
決議年月日	平成16年 6月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,050株
付与日	平成17年 2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年 2月10日 至 平成26年 6月24日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)
決議年月日	平成16年 6月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員59名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,240株
付与日	平成17年 3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年 3月31日 至 平成26年 6月24日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役13名、従業員54名、コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,460株
付与日	平成17年8月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成19年8月15日 至 平成27年6月29日及び 自平成19年11月15日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成17年11月15日 至 平成27年6月29日

決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,040株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年3月31日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

決議年月日	平成17年6月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年5月1日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年5月1日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、監査役2名、従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。

対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年3月31日 至平成28年3月6日

決議年月日	平成18年3月6日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	監査役2名、従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日、平成18年7月5日及び平成19年3月5日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成28年3月6日、 自 平成20年7月5日 至 平成28年3月6日及び 自 平成21年3月5日 至 平成28年3月6日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、監査役2名、従業員163名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,920株
付与日	平成19年3月5日及び平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年3月5日 至 平成28年6月9日及び 自 平成21年3月30日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役8名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年3月30日 至 平成28年6月9日

決議年月日	平成18年6月9日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 80株
付与日	平成19年4月27日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年4月27日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

決議年月日	平成19年6月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 850株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成20年6月25日 至 平成29年6月26日

決議年月日	平成19年6月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	従業員205名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,000株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成22年6月25日 至 平成29年6月26日 (ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

(注) 株式数に換算し記載しております。

「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株券が日本国内の証券取引所（本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。）に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。

(9) 「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

ストック・オプションの規模及びその変動状況
(イ)ストック・オプションの数

決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議
権利確定前						
期首(株)	2,410	1,280		830		1,570
付与(株)						
失効(株)	700	520				
権利確定(株)						
未確定残(株)	1,710	760		830		1,570
権利確定後						
期首(株)			3,875		3,030	
権利確定(株)						
権利行使(株)						
失効(株)			3,075			
未行使残(株)			800		3,030	

決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議	平成15年6月19日 株主総会決議	平成15年6月19日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議
権利確定前						
期首(株)				2,920		
付与(株)						
失効(株)						
権利確定(株)						
未確定残(株)				2,920		
権利確定後						
期首(株)	2,600	2,000	7,670		150	330
権利確定(株)						
権利行使(株)						
失効(株)						
未行使残(株)	2,600	2,000	7,670		150	330

決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成17年6月29日 株主総会決議
権利確定前						
期首(株)			620	1,600	1,050	7,970
付与(株)						
失効(株)						
権利確定(株)						
未確定残(株)			620	1,600	1,050	7,970
権利確定後						
期首(株)	7,420	100				
権利確定(株)						
権利行使(株)						
失効(株)						
未行使残(株)	7,420	100				

決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議	平成17年6月29日 株主総会決議	平成17年6月29日 株主総会決議	平成18年3月6日 株主総会決議	平成18年3月6日 株主総会決議
権利確定前					
期首(株)		600	500		460
付与(株)					
失効(株)					
権利確定(株)					
未確定残(株)		600	500		460
権利確定後					
期首(株)	2,000			450	
権利確定(株)					
権利行使(株)					
失効(株)					
未行使残(株)	2,000			450	

決議年月日	平成18年6月9日 株主総会決議	平成18年6月9日 株主総会決議	平成18年6月9日 株主総会決議	平成19年6月26日 株主総会決議	平成19年6月26日 株主総会決議
権利確定前					
期首(株)	5,760		80		2,850
付与(株)					
失効(株)	330				295
権利確定(株)					
未確定残(株)	5,430		80		2,555
権利確定後					
期首(株)		2,000		850	
権利確定(株)					
権利行使(株)					
失効(株)					
未行使残(株)		2,000		850	

(口)単価情報

決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	82,500	75,000
行使時平均株価(円)						

決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議	平成15年6月19日 株主総会決議	平成15年6月19日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議
権利行使価格(円)	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000	88,000
行使時平均株価(円)						

決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成16年6月24日 株主総会決議	平成17年6月29日 株主総会決議
権利行使価格(円)	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000	150,000
行使時平均株価(円)						

決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議	平成17年6月29日 株主総会決議	平成18年3月6日 株主総会決議	平成18年3月6日 株主総会決議
権利行使価格(円)	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)				

決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議	平成18年3月6日 株主総会決議	平成18年6月9日 株主総会決議	平成18年6月9日 株主総会決議	平成18年6月9日 株主総会決議	平成19年6月26日 株主総会決議
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000	100,000
行使時平均株価(円)						
付与日における公正な評価単価(円)						

決議年月日	平成19年6月29日 株主総会決議
権利行使価格(円)	100,000
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

(3)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

(4)ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 百万円

当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 百万円

(5)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(注)上記(3)、(4)については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 10.36%

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、株式等償却7百万円を含んでおります。
2. 「その他の特別利益」には、賞与引当金戻入益4百万円を含んでおります。

3. 当行グループは以下のとおり減損損失を計上いたしました。

(減損損失を認識した資産)

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
イーバンク銀行(株)(東京都)	提携カードサービス	ソフトウェア	211
	個人ローン	ソフトウェア仮勘定	238
	横浜コールセンター 及び 福岡コールセンター	その他	21
合計			470

(資産のグルーピングの方法)

当行グループは、原則として管理会計上の区分を考慮して、資産グループを決定しております。

(減損損失の認識に至った経緯)

提携先とのカードサービスの停止に伴い、当該関連システムの今後の利用予定がなくなった為、減損損失を認識しております。また、個人向けローンサービスに対するソフトウェア開発をしておりましたが、楽天クレジット株式会社の吸収分割等により、当該ソフトウェアの開発計画を再度検討した結果、延期となった為、減損損失を認識しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価格は正味売却価格を使用し、時価の算定に当たっては当該資産の今後の利用予定がない為、当該資産全額を損失処理しております。

4. 「その他の特別損失」には、本店移転費用117百万円及び商号変更費用283百万円を含んでおります。
5. 1株当たり当期純利益金額 776円12銭

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,769	579		2,349	(注1)
合計	1,769	579		2,349	
自己株式					
普通株式	1	137	1	137	(注2)
合計	1	137	1	137	

- (注) 1. 当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、平成21年3月19日開催の臨時株主総会における吸収分割契約承認決議に基づき、楽天クレジット株式会社のカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含む。)を吸収分割により当行が承継し、吸収分割の承継する権利義務の代わりとして発行したものであります。
2. 当連結会計年度中に増加した自己株式は、楽天クレジット株式会社の吸収分割に關しての反対株主からの買取137千株及び単元未満株式の買取0千株によるものであります。また、当連結会計年度中に減少した自己株式は、持分法適用会社が所有していた自己株式(当行株式)の持分割合による当行帰属分について、当連結会計年度において当該持分法適用会社を持分法の対象から除いたことにより減少しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内 訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年 度 末	当連結会計 年 度 増加	当連結会計 年 度 減少	当連結会計 年 度 末		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権						(注)	
合計								

(注) 当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当連結会計年度末残高はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループでは、預金業務、為替業務及び個人向け貸出業務を主たる業務としており、個人・法人顧客の双方に普通預金を、個人顧客向けに定期預金及び外貨預金を各々提供し、また、当該金融負債を主たる原資として、個人顧客向けに保証付無担保カードローンを提供しているほか、有価証券や買入金銭債権の購入、金銭の信託の設定、コールローン等の市場取引、顧客への金融商品販売に付随して発生するデリバティブ・為替関連取引等を実施し、銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、過度な利益追求等により経営体力を超える運用を行うことを厳に慎み、とりわけ顧客から預った預金については、十分安全性に配慮した運用を実施しております。また、運用調達業務全般にわたり、資産・負債構成の最

適化及び適切な水準の自己資本充実度の確保を目的とし、金利感応度、資金流動性、市場流動性等に留意したALM（資産負債総合管理）運営を行っております。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段としては取扱わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として有価証券、買入金銭債権、貸出金です。

有価証券については、主として国債、地方債、社債、外国証券等であり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。買入金銭債権については、主として各種信託受益権であり、これらは、それぞれ発行体及び原資産の信用リスク及び金利の変動リスクなどに晒されております。貸出金については、主として個人顧客に対する保証付貸出金であり、個人顧客及び保証会社の信用リスクに晒されております。業種や地域などの特定集中リスクには、特段晒されておられません。

金融負債については、個人・法人顧客向の普通預金、個人顧客向け一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金といった商品を提供しております。新型定期預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、対応した金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしております。外貨普通預金・外貨定期預金については、為替の変動リスクに晒されておりますが、対応した為替予約取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループでは、リスク管理を行うに際しての基本的事項を、「統合的リスク管理基本規程」として制定しております。この中で、管理すべきリスクの種類を、信用リスク、市場リスク、資金流動性リスク、市場流動性リスク、決済リスク、オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク等）と分類・特定し、各リスクの管理の基本方針を定めております。また、自己資本の適切性確保を前提として、外部経済環境を考慮に入れつつ、経営戦略の実現及び収益の最大化を図るための、健全かつ最適な運用・調達ポートフォリオの構築を目的とした「ALM規程」を制定しております。

管理すべきリスクの種類については、随時見直しを行い、環境変化に応じて新たに発生したリスクを、管理すべきリスクとして追加することとしています。これらのリスクを総合的に管理する観点から、グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理本部を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行っています。また、ALMについては、財務本部が所管し、運営に当たっております。

当行グループでは、市場リスク及び信用リスクを、自己資本充実度の評価において最も重視すべきリスクの対象とし、各リスクカテゴリーへの自己資本配賦の実施と、その配賦額内へのリスクの抑制というプロセスにより、適切な自己資本充実度を確保できる範囲内でのみリスクを許容する、リスク管理を実施しております。

金融資産のうち時価を有する資産については、原則として市場リスクを直近データに基づくバリュエーション・リスク（VaR）による計測を実施し、当該VaRによる計測結果を市場リスクの自己資本利用額として使用しております。また、金融資産のうち時価を有しないものについては、平成18年3月27日金融庁告示第19号、いわゆるバーゼル第1の柱（最低所要自己資本比率）における信用リスクに対する所要自己資本の額の標準的手法適用による算定手法を用い、信用リスクとしての自己資本利用額を算定しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	25,877	25,877	-
(2)コールローン	32,000	32,000	-
(3)買入金銭債権(1)	185,434	185,642	207
(4)金銭の信託(1)	15,161	15,205	43
(5)有価証券			
満期保有目的の債券	11,026	11,536	510
その他有価証券	362,425	362,425	-
(6)貸出金	99,276	-	-
貸倒引当金(1)	3,222	-	-
	96,054	96,054	-
(7)外国為替	941	941	-
資産計	728,921	729,682	761
(1)預金	695,747	698,425	2,677
(2)借入金	1,200	1,200	-
(3)社債	10,000	10,000	-
負債計	706,947	709,625	2,677
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,399	1,399	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	1,399	1,399	-

- (1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (2)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、預け先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、譲渡性預け金は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) コールローン

コールローンについては、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、一部の事業債の時価については、合理的に算定された裏付資産の評価額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は8,176百万円増加、「繰延税金負債」は3,326百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は4,848百万円増加しております。変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンベクシティ調整後)の合計値としており、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等が主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、その全額が第三者による保証を受けていること及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)であります。これらは、満期のない預け金であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

当行の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップション)、通貨関連取引(為替予約)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資

産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1
非上場外国証券	50
非連結子会社株式	19
非連結子会社出資金	637
組合出資金	24
合 計	732

- (1) 非上場株式、非上場外国証券、非連結子会社株式及び非連結子会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	22,877	3,000	-	-	-	-
コールローン	32,000	-	-	-	-	-
買入金銭債権	14,109	46,196	24,304	58,312	33,432	10,697
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	11,035	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	76,589	48,859	52,095	15,895	77,000	83,995
貸出金()	2,885	-	-	-	-	-
合 計	148,462	98,056	87,435	74,208	110,432	94,962

- () 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない13,410百万円、また、期間の定めのないもの92,981百万円は含めておりません。

(注4) 社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金()	580,024	54,187	24,387	12,819	24,329	-
借入金	1,200	-	-	-	-	-
社債	-	-	10,000	-	-	-
合 計	581,224	54,187	34,387	12,819	24,329	-

- () 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債			
	地方債	7,026	7,208	182
	短期社債			
	社債			
	その他	4,000	4,327	327
	小計	11,026	11,536	510
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債			
	その他			
	小計			

合計	11,026	11,536	510
----	--------	--------	-----

3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

		連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	34	28	6
	債券	219,576	210,904	8,671
	国債	185,539	176,933	8,606
	地方債			
	短期社債	18,496	18,494	1
	社債	15,540	15,475	64
	その他	190,185	187,044	3,140
	小計	409,795	397,977	11,818
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式			
	債券	18,932	19,294	361
	国債			
	地方債			
	短期社債	6,497	6,497	0
	社債	12,435	12,796	361
	その他	113,315	114,860	1,545
	小計	132,247	134,155	1,907
合計	542,043	532,132	9,910	

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	
債券	114,816	396	
国債	106,530	330	
地方債			
短期社債			
社債	8,285	65	
その他	843	301	3
合計	115,660	698	3

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は4,041百万円であります。また、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	15,191	269

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年4月1日付で楽天クレジット株式会社のカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含む。）を吸収分割により当行が承継いたしました。

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

楽天クレジット株式会社が運営するカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含み、長期延滞債権の管理並びに審査・保証業務は含まない。）

(2) 企業結合の法的形式

楽天クレジット株式会社を分割会社とし、当行を承継会社とする吸収分割であります。

(3) 結合後企業の名称

イーバンク銀行株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

楽天クレジット株式会社の有するカードローン事業における、顧客基盤、ノウハウ、インフラを承継することで、当行の個人向けローン事業の展開を、スピード感をもって行うことを目的として、当該吸収分割により当該カードローン事業を承継するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第11期 決算公告

平成22年6月30日

東京都品川区東品川4丁目12番3号
 楽天銀行株式会社
 代表取締役社長 國重惇史

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	25,440	預金	696,205
現金	0	普通預金	293,897
預け金	25,440	定期預金	338,105
一口一	32,000	その他の預金	64,202
買入金債権	186,353	借入金	300
金銭の信託	15,191	借入金	300
有価証券	374,503	社債	10,000
国債	185,539	その他の負債	19,124
地方債	7,026	未決済為替借	2,284
短期社債	24,993	未払法人税等	50
社債	27,975	未払費用	6,635
株	324	前受収益	109
その他の証券	128,644	先物取引受入証拠金	6,920
貸出金	100,908	金融派生商品	1,717
証書貸付	7,927	その他の負債	1,405
当座貸越	92,981	賞与引当金	104
外国為替	941	ポイント引当金	246
外国他店預け	941	偶発損失引当金	370
その他の資産	19,369	特別法上の引当金	5
未決済為替貸	2,205	金融商品取引責任準備金	5
前払費用	180	繰延税金負債	3,281
未収収益	2,049	負債の部合計	729,637
先物取引差入証拠金	6,901	(純資産の部)	
金融派生商品	4,715	資本金	23,485
その他の資産	3,316	利益剰余金	1,748
有形固定資産	470	その他利益剰余金	1,748
建物	69	繰越利益剰余金	1,748
その他の有形固定資産	401	自己株式	4,120
無形固定資産	5,153	株主資本合計	21,113
ソフトウェア	4,869	その他有価証券評価差額金	5,344
ソフトウェア仮勘定	280	評価・換算差額等合計	5,344
その他の無形固定資産	4	純資産の部合計	26,457
貸倒引当金	4,236	負債及び純資産の部合計	756,095
資産の部合計	756,095		

損益計算書

自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

(単位：百万円)

	科 目	金 額
経	常	33,655
資	運用	17,139
	貸付	9,551
	預金	4,468
	有価証券	114
	その他	75
役	受託	2,929
所	の業務	11,693
	その他	3,006
	外国債	8,686
	債権	4,592
	その他	1,426
	株式	404
	その他	2,326
	株金	435
	その他	229
経	常	31,839
資	運用	4,033
	貸付	3,471
	預金	7
	有価証券	0
	その他	554
役	受託	9,093
所	の業務	1,462
	その他	7,630
	外国債	4,226
	債権	2
	その他	2,621
	株式	189
	株金	1,412
	その他	14,009
営	常	476
所	の業務	77
	株金	373
	その他	25
経特	常	1,816
特	倒閉	948
	固定資産	67
	減価償却	482
	金融	2
	偶発	20
	引当	430
税法	法人	13
法	人	1,761
当	期	13
	純	1,748

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

なお、当期末は、残高はありません。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(5) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段...為替予約、債券先物、株式指数先物
- ・ヘッジ対象...外貨建て有価証券、日本国債、上場投資信託

ヘッジ方針

行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は196百万円増加、有価証券は5,607百万円減少、貸倒引当金は5,927百万円減少、繰延税金負債は57百万円増加、その他有価証券評価差額金は83百万円増加し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ375百万円増加しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額 977百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は770百万円、延滞債権額は2,640百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,410百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	11,466百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	300百万円

上記のほか、当座借越、為替決済及びデリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券64,658百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち先物取引差入証拠金は6,901百万円及び保証金は2,016百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、123,822百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが123,822百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,533百万円
9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	40,000百万円
借入実行残高	300百万円
差引額	39,700百万円
10. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
11. 1株当たりの純資産額 11,963円39銭
12. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
13. 関係会社に対する金銭債権総額 4,235百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額 1,649百万円
15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.87%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 7百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 48百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | 百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 1,937百万円 |
2. 当行は以下のとおり減損損失を計上いたしました。

(減損損失を認識した資産)

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
イーバンク銀行(株) (東京都)	提携カードサービス	ソフトウェア	212
	個人ローン	ソフトウェア仮勘定	248
	横浜コールセンター 及び 福岡コールセンター	その他	21
合計			482

(資産のグルーピングの方法)

当行グループは、原則として管理会計上の区分を考慮して、資産グループを決定しております。

(減損損失の認識に至った経緯)

提携先とのカードサービスの停止に伴い、当該関連システムの今後の利用予定がなくなった為、減損損失を認識しております。また、個人向けローンサービスに対するソフトウェア開発をしておりましたが、楽天クレジット株式会社の吸収分割等により、当該ソフトウェアの開発計画を再度検討した結果、延期となった為、減損損失を認識しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価格は正味売却価格を使用し、時価の算定に当たっては当該資産の今後の利用予定がない為、当該資産全額を損失処理しております。

3. 「その他の特別損失」には、本店移転費用108百万円及び商号変更費用285百万円を含んでおります。
4. 1株当たり当期純利益金額 788円03銭

5. 関連当事者との取引

- (1) 親会社及び法人主要株主等
記載すべき重要な取引はありません。

- (2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	当期末 残高
子会社	楽天モーゲージ 株式会社	所有 直接 100.0%	業務委託他	資金貸借取引	2 4,217	貸出金	1 4,217

- (注) (1) 取引条件は、当行と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
(2) 資金貸借取引の取引金額は純額を表示しております。

- (3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	当期末 残高
親会社の 子会社	楽天証券 株式会社	なし	業務委託他	資金貸借取引	2 10,000	コールローン	1 15,000
親会社の 子会社	楽天KC株式会社	なし	債務保証、 集金代行他	電子CPの引受け 受益権の引受け	2 2,997	短期社債	1 2,998
				個人ローン債権に 対する被保証残高 保証料の支払 代位弁済受入額	2 35,844 1,994 3 190 256	買入金銭債権	1 53,946
親会社の 子会社	楽天クレジット 株式会社	なし	債務保証、 業務委託他	吸収分割による事 業承継 承継資産の合計 承継負債の合計 譲渡対価 個人ローン債権に 対する被保証残高 保証料の支払 代位弁済受入額	4 99,037 4 94,037 5,000 90,793 5 4,499 4,720		

- (注) (1) 取引条件は、当行と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

- (2) 資金貸借取引、電子CPの引受け及び受益権の引受けの取引金額は純額を表示しております。
- (3) 保証料は、一般に採用される保証料率を勘案し楽天KC株式会社と協議の上、決定しております。
- (4) 承継資産・承継負債・譲渡対価
承継資産、承継負債の分割については、「吸収分割契約書」に基づく分割であります。
- (5) 保証料は、一般に採用される保証料率を勘案し楽天クレジット株式会社と協議の上、決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	0	137		137	(注)
合計	0	137		137	

(注)当事業年度中に増加した自己株式は、楽天クレジット株式会社の吸収分割に関する反対株主からの買取137千株及び単元未満株式の買取0千株によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債			
	地方債	7,026	7,208	182
	短期社債			
	社債			
	その他	4,000	4,327	327
	小計	11,026	11,536	510
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債			
	地方債			
	短期社債			
	社債			
	その他			
	小計			
合計		11,026	11,536	510

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式			
関連法人等株式			
合計			

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	977
関連法人等株式	
合計	977

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	34	28	6
	債券	219,576	210,904	8,671
	国債	185,539	176,933	8,606
	地方債			
	短期社債	18,496	18,494	1
	社債	15,540	15,475	64
	その他	190,185	187,044	3,140
	小計	409,795	397,977	11,818
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式			
	債券	18,932	19,294	361
	国債			
	地方債			
	短期社債	6,497	6,497	0
	社債	12,435	12,796	361
	その他	113,315	114,860	1,545
	小計	132,247	134,155	1,907
合計	542,043	532,132	9,910	

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	0
その他	74
合計	74

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	
債券	114,816	396	
国債	106,530	330	
地方債			
短期社債			
社債	8,285	65	
その他	843	301	3
合計	115,660	698	3

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。

当期における減損処理額は4,041百万円であります。また、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	15,191	269

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	15,895	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,723	
税務上の減価償却超過額	769	
税務上の繰延資産の減価償却超過額	49	
有価証券等償却	7,003	
その他	687	
繰延税金資産小計	26,130	
評価性引当額	26,130	
繰延税金資産合計		
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,281	
繰延税金負債合計	3,281	